

固定資産鑑定評価員の要件

固定資産鑑定評価員の要件は、申請基準日（令和7年5月1日）現在、次の各号に掲げる要件のすべてを充足しているものとする。

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号、以下「法」という。）第15条第1項に規定する不動産鑑定士又は不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第66号）附則第6条で経過措置を受けている不動産鑑定士補（以下「不動産鑑定士等」という。）であること。

法第24条に規定する不動産鑑定業の登録を東京都に行っている者若しくは国土交通省に登録を行っている者で、東京都内に主たる事務所を有している者（以下「不動産鑑定業者」という。）又はその従事者であること。

不動産鑑定業者である不動産鑑定士等にあつては、不動産鑑定評価を主たる業務としている者であること。また、不動産鑑定業者の従事者である不動産鑑定士等にあつては、専ら不動産鑑定評価に従事している者であること。

申請基準日の直前3年間、不動産鑑定業者の業務に継続して従事している者であること。

法第40条又は法第41条に規定する懲戒処分又は監督処分を受けたことのない者であること。

申請基準日現在、満70歳未満の者であること。ただし、前基準年度の鑑定評価を行っている場合は満75歳未満の者であること。

本市の区域内の土地の価格事情に精通している者であること。

不動産鑑定評価を行うにあたり、国土交通省の定める「不動産鑑定評価基準」等の基準、本市が別途定める鑑定評価実施要領等を遵守するとともに、固定資産鑑定評価員会議等の運営に協力し、固定資産税の土地評価とその他の公的土地評価との均衡に十分配慮することができる者であること。

成果品について、本市から照会等があった場合に適切に応ずることができる者であること及び本市が必要と認める事項について公開の扱いとなることを承諾することができる者であること。